

会 議 録

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	平成29年10月12日 午後2時から午後4時まで
開催場所	飯塚市役所 5階 研修室2・3
出席委員	鐘ヶ江委員、青柳委員、許斐委員、辻田委員、熊井委員、時吉委員、原委員、諸岡委員、窪田委員
欠席委員	黒田委員、重岡委員、高橋委員、瀧上委員、丸野委員、吉丸委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森部）、同・課長補佐（安藤） 同障がい者福祉係長（久保）、同・係員（東） 自立支援係長（木本）、同・係員（渡邊）
会議内容	<p>2. 第3期 飯塚市障がい者計画の平成28年度推進状況について</p> <p>[事務局説明] ○資料1、1-2、3に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] 【計画各論第8章～生活環境～（資料1：18ページ 事業番号60「災害時要援護者に対する支援の充実」）】</p> <p>○（避難方法等の啓発に関連して）朝倉や日田が豪雨により特に高齢者や障がい者など社会的弱者が被害を被り、ある家族は、避難所における共同生活の中でトラブルが起きたときに、職員を通じて出て行ってもらうよう言われ、ほかに行く当てもなく困っていたと聞いた。例えば、認知症になった方が家族にいたら、ほかの人に迷惑をかけるから避難所には行けない、と言って車中泊しているという方の話を聞いた。福祉避難所があるということを研修会等の機会があるときに知らせてほしい。</p> <p>○熊本地震の報道では、精神障がい者が避難所で奇声を上げていて、みんなから出ていけと言われて、避難所から出て行った結果、翌日親子は亡くなったという事件があった。その事件の聴取の中で市職員は意見を求められて、「どうすればいいか分からなかった。」と発言した。このようなケースは今後もどこの地域でも起こりうる。福祉避難所がどこにあるのか、災害訓練の時に必ず明記してほしい。どこにあるのか、どんな人が利用できるのか話してほしい。また、災害が発生し、避難所が出来たときは若い職員だけではなく、障がいに詳しいベテラン職員にもいてほしい。災害時というのは何が起こるのか分からない。特に精神障がいのある方は何が起こるか分からない。また、ボランティアで家族会からできれば一人でも駆けつけるという支援体制を最小限作りたいと思っている。</p> <p>○私たちは知的障がい者の当事者団体として、熊本に視察に行く予定にしている。災害にも地域性がある。障がい者の場合は特に避難所に行くこ</p>

とを遠慮する傾向がある。障がい者のための避難所というのは別にしたほうがいいのではないかと思う。差別しているわけではないけれど、当事者としては、「どここの避難所に行けばいい」と言える。

⇒（事務局）

○福祉避難所についてなかなか周知が進んでいない。大規模な災害が発生したときに一時的に多くの方が体育館など指定された避難所に誘導し、集まっていただくことになっている。このとき重篤な障がいや認知症のある方のトリアージを行い、重篤な方は市が指定する社会福祉法人等を福祉避難所として設定し、移っていただくことになる。福祉避難所は災害が起きたからと言って直接避難に行っていないものではない。

前回の台風接近時には、要支援者に電話して、安否確認を行った。その中で「福祉避難所」はどこか。「福祉避難所」にいつ行けるのか。という質問をたくさんいただいた。言い換えると行政が十分に啓発していないということである。そもそも福祉避難所は、合併直後の平成 19 年に事業所に設置をお願いした。当時は福祉避難所を設置するだけにとどまっていたが、熊本地震、朝倉で起こった九州北部豪雨の発生により、急きょニーズが出てきた。私どもとしても福祉避難所について、誤解のないようにお知らせをしなければならないと検討しているところである。行政全体で取り組んでいく。

また、朝倉の災害では、被害を受けた市町村だけでは福祉避難所が足りないということが分かってきた。県内で相互に融通できるように協定を結ぶことを検討するように福岡県から指示を受けている。秋をめどに契約の締結について再考をしなければならない。

○朝倉の災害のように、今の時代どこで何が起こるか分からない時代になってきた。私たち職員も危機感を持っている。事前にしっかり予測をして対策をとることが重要だ。しかし、実際は予測通りにはいかないことから、まずは、避難所に妊婦も高齢者も障がい者もとりあえず同じ場所に避難していただくなくてはならない。本市は飯塚ボランティア連絡協議会が企画している防災運動会を後援して 3 年目になる。この防災運動会は、予測できない災害に備えることを目的として、市民に募集参加を呼びかけ、防災に関する知識を競技しながら学んでいただくというものである。運動会では自助、共助、公助の共助の考え方のもと、高齢者や障がい者、妊婦などがいる前提でバケツリレーなど、防災にちなんだ種目を考えている。障がい者を別にするのではなく、社会の中に障がい者がいるということを前提としていただきたいと思います。

（会長）

昨年も福祉避難所の啓発については課題となっていた。今後具体的に取り組んでいただければと思う。

【計画各論第3章～保険・医療～（資料1：4ページ 事業番号11「自立支援医療」）】

○自立支援医療の今後の課題・方向性について、精神保健福祉手帳申請時に通院の有無を確認し、手帳と同時に自立支援医療制度を説明しますとある。現状、手帳を持っている人は少なく、説明の順番が逆である。通院の方が多いため、医療給付の説明をしてその上で手帳取得の説明をしっかりとしてほしい。現在はサービスの枠が増え、西鉄バスの割引が適用されるようになった。今後手帳所持者が増えるかもしれないが、他の二障がいと比べるとサービスが遅れているのが現状である。

【計画各論第5章～生活支援～（資料1：9ページ 事業番号25「障害者相談員制度」）】

○（資料3質問への回答について）事業番号25について身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の説明はあるが、残念なことに、回答の中に精神障がい者相談員についての説明がない。現在精神障がい者相談員は3名。精神障がいに関する相談業務を充足させたいと思っているが、相談会の周知がなされていないというのが現状だ。また、事業番号44について福祉バス借上げの助成で実績が3団体とあるが、私たち精神障がい者家族会は登録されているのか。今後利用したいと思っている。

⇒（事務局）

登録制ではない。ただし、各団体に補助金を交付して、大会や保護者の集まりの際に補助金を活用してもらっている。具体的にどのような内容になるのか、補助金との兼ね合いを説明していただきたい。

【計画各論第6章～就労～（資料1：12ページ 事業番号37「市職員採用」）】

○職員採用試験では、障がい者枠を身体障がい者に限っている。知的障がいも精神障がいも排除されている。県職員採用試験では初めて精神障がい者も含まれた。県と市では雇用体系・勤務体系が異なるので一概には言えないが、飯塚市ではまだ実施されていない。勤務時間や職種が限られるかもしれない。具体的には様々な問題が出てくるだろうと思うが、可能な方法を検討してほしい。

⇒（事務局）

法定雇用率は、来年4月からは民間企業が2.2%、地方公共団体が2.5%となる。委員がご指摘のように、本市職員の採用は身体に障がいのある方に限られており、法定雇用率は充足しているところだが、精神障がいの雇用は実現できてはいない。人口が約13万人の本市の規模では、職種が限られているところではあるが、人事課としても何とかしたいと考えている。一方で、平成28年度において、市役所では障がい者就労を支援する「まごころ製品」について704万円ほどの発注を行っており、今後も力を

	<p>入れていくこととしている。</p> <p>3. 第4期 飯塚市障がい福祉計画の平成28年度推進状況について [事務局説明] ○資料2に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] なし</p> <p>4. その他 ○自立支援ネットワーク全体会議を11月に行うこととしており、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（原案）の成果目標を提示しネットワークの委員から意見を聴くこととしたい。 ○第4回の日程は、11月24日（金）14時から2階202会議室で行う。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 【資料1】 第3期飯塚市障がい者計画 平成28年度推進状況等について ・ 【資料1－2】 第3期飯塚市障がい者計画の平成28年度推進状況 総括 ・ 【資料2】 第4期飯塚市障がい福祉計画 平成28年度推進状況等について ・ 【資料3】 資料1に対する事前質問への回答について
<p>公開・非公開 の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 なし)</p>
<p>その他</p>	